スリランカ

1. サマリー

個人情報の保護に関する制度	包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在す		
の有無	る。		
	■ 電子取引法(Electronic Transaction Act No 19 of 2006)		
	- URL: https://nca.gov.lk/files/ETA-E.pdf		
	施行状況:2006年5月成立、2017年11月改正法施行		
	- 対象機関:公的部門及び民間部門		
	- 概要:電子商取引に関する基本法。同法において「個人情報」の定義は存在しないが、電子的な		
	形式で行われるあらゆる「データ」又は「通信」に適用されると考えられる。		
	なお、2022 年 3 月 9 日、個人情報保護に関する包括的法律である Act to Provide for the Regulation of Processing		
	of Personal Data (2019)が成立した1。同法には、データ管理者及び処理者の義務やデータ主体の権利等の基本		
	原則が定められている ² 。		
個人情報の保護に関する制度	EU の十分性認定:なし		
についての指標となり得る情	APEC の CBPR システム: なし		
報			
OECD プライバシーガイドラ	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとお		

 $^{{\}color{blue}1} \\ \underline{} \underline{}$

https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/6242.pdf

イン8原則に対応する事業者の	り。		
義務又は本人の権利	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	
	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	
	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	
	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。	
その他本人の権利利益に重大	 ■ 個人情報の域内保存義務に係ろ制度であって 本人の権利利益に重大か影響を及ぼす可能性のあろもの		

その他本人の権利利益に重大 な影響を及ぼす可能性のある 制度

- 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの -
- 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ばす可能性のあるもの

① マネーロンダリング防止法

- ある財産が違法行為から生じたことを知っている又はそう信じるにつき理由がある者に対して、スリランカ金融情報機構(FIU SL)にその情報をできる限り早く開示することを義務付け。

② テロ防止(臨時)法

- 本法に基づき権限を与えられた警察当局は、違法行為に関連する又は関連する合理的な疑いの ある文書や物品を押収することができる。 (令和4年3月31日更新)